

「新潟市健康経営認定制度」 ロゴマーク使用マニュアル



新潟市健康経営認定制度

平成 31 年 3 月～令和 3 年 3 月

新潟市 保健衛生部 保健衛生総務課

令和 4 年 4 月～

新潟市 保健衛生部 保健所健康増進課

1 はじめに

「新潟市健康経営認定制度」とは、健康寿命の延伸を目指し、働き盛り世代の健康づくり推進に向け、健康管理を経営的視点から戦略的に実践する「健康経営」を普及させるため、新潟市内の事業所を対象に創設した認定制度です。

新潟市は健康経営に取り組む事業所を「新潟市健康経営認定事業所」として認定し、その取組を支援します。

市民の皆さまに当制度を印象づけ、理解を深めていただくとともに、事業所の皆さまに活動への参画や制度の活用を促すと同時に、認定事業者の皆さまにもさまざまな場面でご活用いただくために「新潟市健康経営認定事業所」のロゴマークを制作し、ご利用いただく際の注意点をまとめました。

2 権利の帰属

ロゴマークの一切の権利は、新潟市に帰属します。

3 ロゴマークの使用手続き

使用条件	以下のいずれかに該当すること ・「新潟市健康経営認定制度」の紹介やPRを目的とする ・「新潟市健康経営認定事業所」認定事業者であること ※ブロンズクラス／シルバークラス／ゴールドクラスの各認証マークについては、認定区分以外のマークの使用はできません。
使用料	無料
手続き	認定事業者の使用については原則不要。 その他の方による使用についてはお問い合わせください。
使用期限	原則として認定期間内および使用許可期間内における使用とする。

- ロゴマークは「新潟市健康経営認定制度」を広くアピールすることを目的としています。
ルールをお守りいただければ、認定事業者様のさまざまなツール、媒体でご活用いただくことが可能です。（個別の手続きは不要）

<ロゴマークの使用例>

名刺、会社案内、ホームページ、広報誌、パンフレット、企業紹介動画 など

※あくまで一例です。

●以下のいずれかに該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）は、使用することができません。

- (1) 法令及び公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性又は宗教性があるもの
- (4) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (5) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (6) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (7) 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (8) ロゴマークの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用上適当でないと市長が認めるもの

●使用しようとする者が、以下のいずれかに該当する事業者の場合は、使用することができません。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類似する業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）に規定する業種
- (3) 債権取立て、示談引き受け等に関する業種
- (4) たばこに関するもの
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
- (7) 占い、運勢判断等に関するもの
- (8) 興信所・探偵事務所等
- (9) 法令等に定められた許可等を受けることなく業を行うもの
- (10) 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の手続中の事業者
- (12) 法令等に違反しているもの
- (13) 行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
- (14) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用者として適当でないと市長が認めるもの

4 使用改善指導及び使用差し止め

目的と異なる使用または「新潟市健康経営認定制度ロゴマークの使用に関する要綱」に定める第4条に該当する使用を発見したときは、使用者に対して改善を求めることとし、改善指示に応じない場合は、使用の差し止めを請求します。

なお、その際に使用者に損害が生じても、新潟市はその責めを負いません。

5 その他留意事項

- ◎ 新潟市は、ロゴマークの使用に関して負担した一切の費用は負担いたしません。
- ◎ ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負いません。また、ロゴマークを使用した事業などで第三者に損害を与えた場合は、使用者がこれに対し全責任を負い、新潟市に迷惑を及ぼさないように処理するものとします。

〈お問い合わせ〉

新潟市 保健衛生部 保健所健康増進課

〒950-0914 新潟市中央区紫竹山 3-3-11

電話：025-212-8154 FAX：025-246-5671

E-mail kenkozoshin@city.niigata.lg.jp

新潟市ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/>

■ 「新潟市健康経営認定制度」ロゴマーク【基本タイプ】



新潟市健康経営認定制度

■ コンセプト

新潟市の花であるチューリップをモチーフとして、「これからもっと良い状態へ進む」という様子を表わしました。元気を表わすカラーとして、赤～黄色のグラデーションを使い、跳躍する人の下に、上昇する風の動きをつけることにより、躍動感を感じさせ生き活きとした元気を印象づけます。風のパターンの色彩は左上に向けて、黄緑色＝これから成長していく葉の色に変化しており、同時に、新潟市の特徴である豊かな自然の風・緑を感じさせることをイメージしてデザインしました。

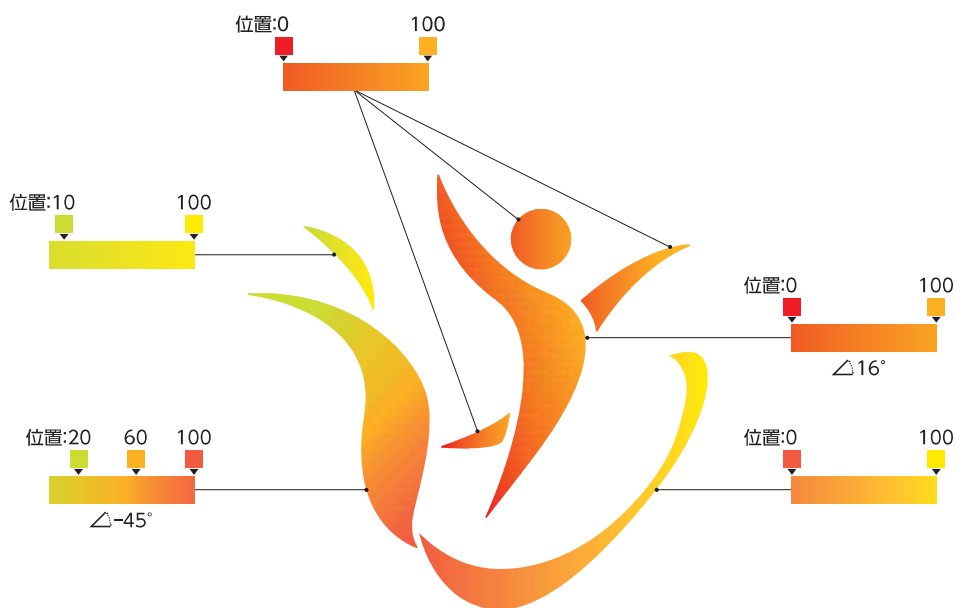
■ シンボルマーク【基本タイプ】

【CMYKカラー】

- M100 Y99
- M34 Y96
- M3 Y96
- M80 Y79
- C24 Y96

【RGBカラー】

- R230 B19
- R249 G183
- R255 G237
- R234 G85 B51
- R209 G221



【モノクロ】

CMYKカラー／■ K100



【グレートーン】

CMYKカラー／■ K50



■ ロゴタイプ

【CMYKカラー】

- M71 Y100

【RGBカラー】

- R237 G106

【モノクロ】

CMYKカラー／■ K100

【グレートーン】

CMYKカラー／■ K50

新潟市健康経営認定制度

新潟市健康経営認定制度

新潟市健康経営認定制度

■ シンボルマーク・ロゴタイプの組み合わせ【基本タイプ】

■ 横1



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ 横2



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ 縦



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ ネガティブ表示パターン

■ 横1



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ 横2



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ 縦



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度



新潟市健康経営認定制度

■ 認証ランクバリエーション

■ ゴールド認証(シンボルマーク+ロゴタイプ)

【CMYKカラー】

■ C40 M57 Y92
■ C9 M21 Y87

【RGBカラー】

■ R170 G121 B48
■ R237 G202 B42



【モノクロ】

CMYKカラー / ■ K100



【グレートーン】

CMYKカラー / ■ K50



■ 認証ランクバリエーション

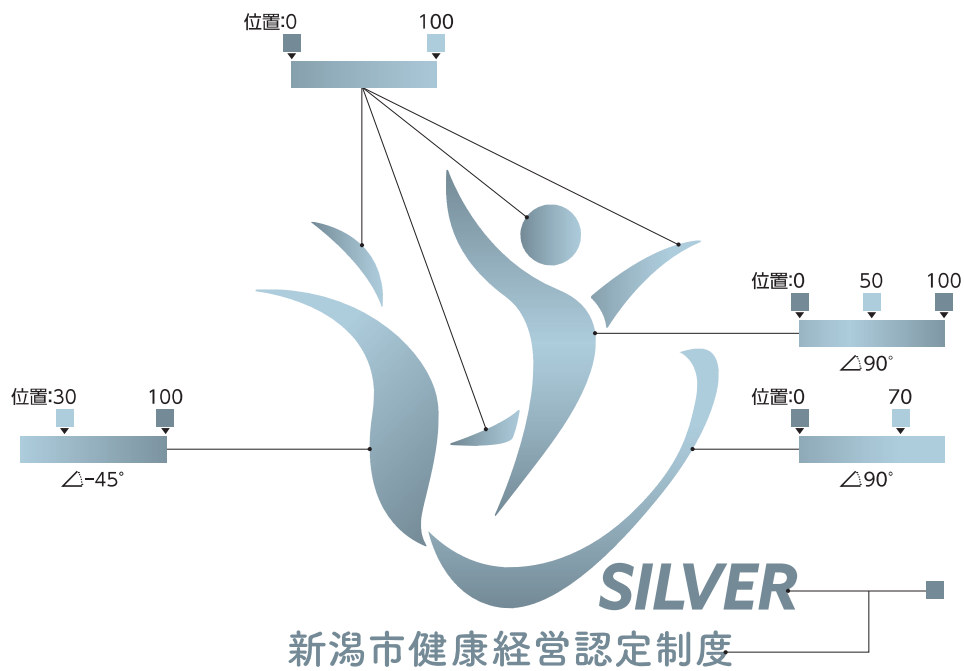
■ シルバー認証(シンボルマーク+ロゴタイプ)

【CMYKカラー】

■ C20 K50
■ C20 K15

【RGBカラー】

■ R132 G149 B158
■ R190 G214 B227



【モノクロ】

CMYKカラー / ■ K100



【グレートーン】

CMYKカラー / ■ K50



■ 認証ランクバリエーション

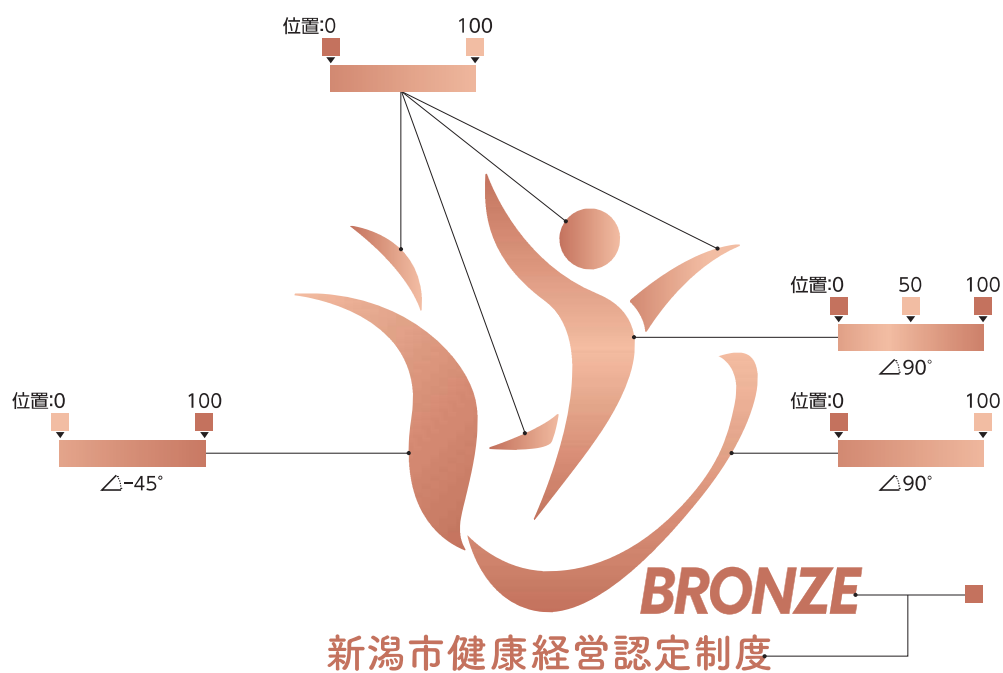
■ ブロンズ認証(シンボルマーク+ロゴタイプ)

【CMYKカラー】

■ C24 M65 Y66
■ C3 M29 Y33

【RGBカラー】

■ R198 G113 B83
■ R244 G197 B167



【モノクロ】

CMYKカラー / ■ K100

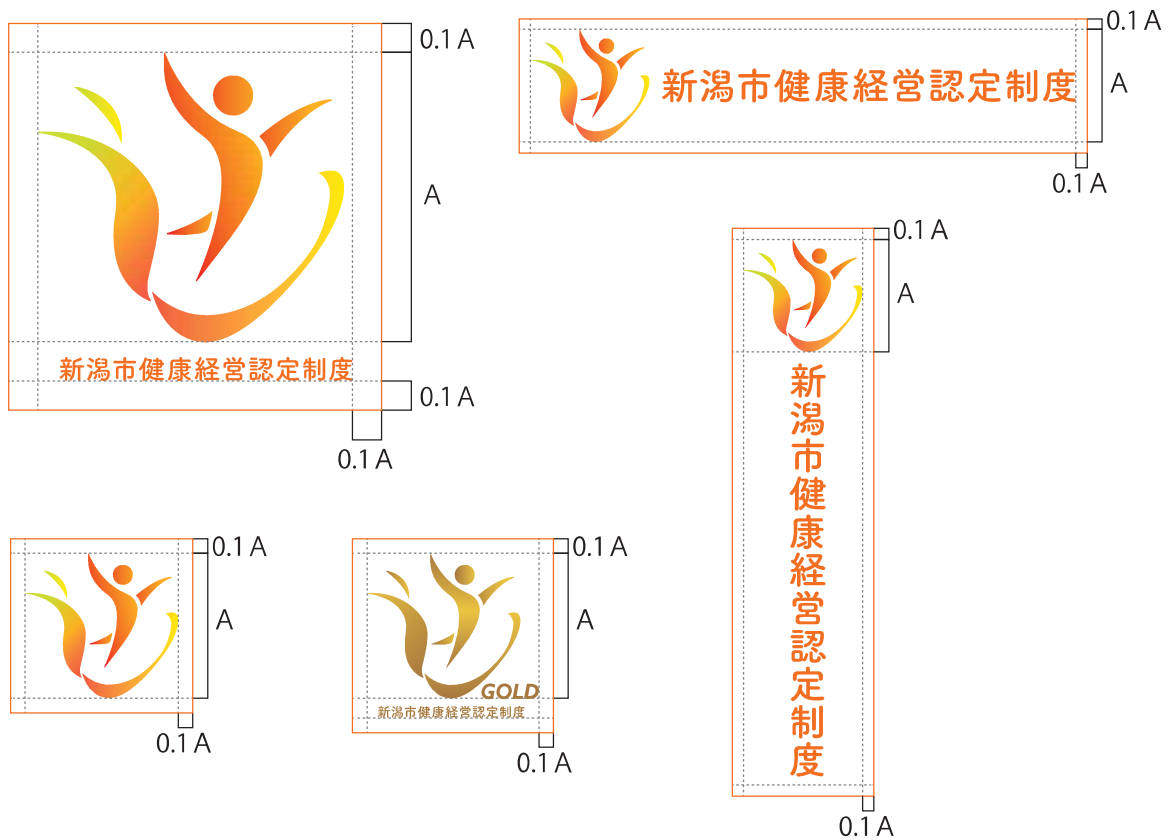


【グレートーン】

CMYKカラー / ■ K50



■ 余白規定【推奨】



■ 最小使用サイズ【推奨】

■ マーク+ロゴタイプ



■ マークのみの場合



■ 使用にあたっての注意事項

【禁止事項】

■ 縦横比率の変更



■ カラーの変更



■ 回転させる



■ 上に図柄、文字などを重ねる



■ アウトライン表示



■ 半透明表示

